

入 札 説 明 書

古殿町の建設工事に係る入札公告（工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 古殿町の平成29・30年度工事等請負有資格業者名簿に登録され、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者で「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「電気通信」の総合評定値が800点以上の者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第11条の指名停止基準に掲げる事項に基づく指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 法第3条の規定に基づく、電気通信工事業の営業年数が3年以上の者。
- (5) 一級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者を、監理技術者又は主任技術者として当該工事現場に専任配置できること。
- (6) 福島県又は宮城県内に本店を有する者。若しくは福島県又は宮城県外に本店を有する者で、工事請負の入札及び工事請負契約の締結について本店から委任を受けている福島県又は宮城県内の支店及び営業所等の者。

2. 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所
 - ア 閲覧期間 平成30年5月14日(月)～平成30年6月1日(金)
 - イ 閲覧場所 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31
古殿町役場 1階閲覧室

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成30年5月14日(月)

～平成30年5月23日(水)

イ 受付方法 質問書(様式第1号)により直接持参又はファクシミリのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 古殿町役場 生活福祉課

エ 回答方法 質問者にファクシミリで回答するとともに古殿町ホームページに掲載する。

(4) 現場説明は行わない。

3. 入札手続等

(1) 入札執行の日時

平成30年6月4日(月) 午前10時

(2) 入札執行の場所

古殿町役場2階 大会議室

(3) 入札方法

持参提出し立会いのうえ開札。郵送又は電送による入札は認めない。見積内訳書は入札書と同時に提出するものとし、見積内訳書の提出のない入札及び入札書の入札金額と見積内訳書の積算価格が一致しない場合、当該入札は無効となる。

(4) 入札の回数

1回とする。

(5) 随意契約への移行等

入札を執行し落札者が無いときには、施行令第167条の2第1項第8号により随意契約に移行することがある。なお、最低制限価格は設定する。

(6) 開札

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者から3番目までの者を落札候補者として読み上げる。ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

4. 入札参加資格要件の審査

(1) 落札候補者の入札参加資格要件の審査

落札候補者は、資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、指示を受けた日から起算して3日以内に入札参加資格確認書類を提出しなければならない。

(2) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

(3) 入札参加不適格の通知

落札候補者が入札参加資格を有しないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札資格不適格通知書(様式第4号)により通知する。

5. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

古殿町財務規則(昭和59年古殿町規則第1号。)第115条第1項第2号及び古殿町条件付一般競争入札心得(以下「入札心得」という。)第2条の規定により入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合においては、契約保証金の納付を免除する。

6. 入札の無効

1の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

7. 地元企業等への受注機会の拡大

(1) 本工事の施工に際し、下請契約を締結する場合は、原則として、古殿町内に本・支店又は営業所を有する者を選定又は工事に参加できるよう努め

ること。

8. その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札参加者が2名を下回る場合は、当該入札は取りやめる。

(4) 契約の締結

契約は、古殿町工事請負契約約款によるものとする。

(5) 書類はすべてA4判とする。

(6) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加制限を行うことがある。

(7) 経営事項審査について

法第27条の23及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条の2の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要なので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。

(8) その他不明な点は、次に照会すること。

担 当 係 〒963-8304

福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31

古殿町総務課 財政係

電話 0247-53-4611